

| | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|-----|
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令…………… | 三三七 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示…………… | 三三五 | 関税法施行令…………… | 四一〇 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第六十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令…………… | 三三八 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則…………… | 三三六 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則…………… | 一〇九 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則…………… | 三三七 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則…………… | 三三六 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百五十八条に おいて準用する船舶防火構造規則の告示で 定める要件等を定める告示…………… | 一一九 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第十一条の三第三項等に基づく電 磁的記録の基準を定める告示…………… | 三七九 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示…………… | 三六二 | 危険物を取納する海上コンテナの質量の確定 方法を定める告示…………… | 一一八 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十条の二の三の物質を定める 告示…………… | 三六一 | 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象 設備型式承認規則…………… | 三七五 | 義務船舶局等の運用上の補則を定める件…………… | 一一九 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十七条の十七第三項の容器及 び包装を定める告示…………… | 三六一 | 海洋基本法…………… | 四三八 | 救命艇手試験科目…………… | 二四七 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令…………… | 三三三 | 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関す る法律…………… | 四三六 | 漁船特殊規則…………… | 一〇三 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令第五条第一項に規定する埋立場所等 に排出しようとする金属等を含む廃棄物に 係る判定基準を定める省令…………… | 三三七 | 海洋法に関する国際連合条約(抄)…………… | 四三六 | 漁船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九 号に掲げる業務を定める告示…………… | 一〇四 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づき環境大臣が指定する 廃棄物を定める件…………… | 三三七 | 貨物利用運送事業法…………… | 四三六 | 漁船の基準を定める告示…………… | 一〇〇 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく事業場の認定に関する規則…………… | 三六四 | 貨物利用運送事業法規則…………… | 四三六 | 漁船法…………… | 一七三 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 上の基準等に関する省令…………… | 三六六 | 貨物利用運送事業法施行規則…………… | 四三六 | 漁船法施行令…………… | 一七四 |
| | | 環境基本法…………… | 四三六 | 漁船法施行規則…………… | 一七四 |
| | | 管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する 省令…………… | 四三六 | 漁船の航行に関する通報の方法に関する 告示…………… | 三三〇 |
| | | 関税法…………… | 四三六 | 検査法…………… | 四三八 |
| | | 関税法施行規則…………… | 四三六 | 検査法施行規則…………… | 四三五 |
| | | | | 検疫法…………… | 四三六 |
| | | | | 検疫法施行規則…………… | 四三五 |
| | | | | 航海計算書等の様式…………… | 三六三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------------------------------|-----|---------------------------------------|-----|--|-----|--|-----|---|-----|-----------------------------------|-----|-------------------|-----|-----------------------|-----|----------------------|-----|-------------------------|-----|--------------------|-----|----------------------------|-----|------------------------|-----|----------------------------|-----|-------------------------|-----|--------------------------|-----|--------------------------|-----|--------------------------|-----|------------|-----|---------------|-----|
| 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示 | 一八四 | 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 | 三〇三 | 国土交通省設置法(抄) | 四二一 | 国土交通省組織規則(抄) | 四二九 | 国土交通省組織令(抄) | 四三八 | 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示 | 二四〇 | 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 | 四五〇 | 最低賃金法 | 二四六 | 産業標準化法 | 一九〇 | 産業標準化法施行規則 | 一九〇 | 指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示 | 三四七 | 指定海上防災機関に関する省令 | 三六四 | 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令 | 三三三 | 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令 | 三三六 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄) | 一五〇 | 乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示 | 二七五 | 商法(抄)第三編 海商 | 五〇四 | 商法第七百九条二規定スル属具目録ノ書式ノ | 五〇四 | | | | | | |
| 件 | 五七 | 商法施行法(抄) | 五八 | 商法施行法第二百二十二条ノ規定ニ依ル湖川、港湾及沿岸小航海ノ範圍ニ関スル件 | 五八 | 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示 | 三四 | 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示 | 三三六 | 水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示 | 三〇六 | 水難救護法 | 二九六 | 水難救護法施行細則 | 二九六 | 水難救護法施行令 | 二九四 | 水路業務法 | 二九六 | 水路業務法施行規則 | 二九三 | 水路業務法施行令 | 二九三 | 船位通報制度に関する告示 | 三四六 | 船舶災害防止活動の促進に関する法律 | 二四九 | 船舶災害防止活動の促進に関する法律施行規則 | 二四九 | 船舶災害防止協会の設立及び監督に関する規則 | 二四四 | 船舶職業安定法 | 二四七 | 船舶職業安定法施行規則 | 二四七 | 船舶職業安定法施行令 | 二四四 | 船舶職業安定法施行令 | 二四四 | 船舶電離放射線障害防止規則 | 三三六 |
| 船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき | 三五〇 | 国土交通大臣が定める限度及び方法 | 二四八 | 船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令 | 二四八 | 船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則 | 二五三 | 船員に関する特別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第一条第一項の規定に基づき、あつせん申請書の様式を定める件 | 二五四 | 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則 | 二五七 | 船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則 | 二四九 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法 | 二五二 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 | 二五二 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令 | 二五二 | 船員の最低賃金に関する省令 | 二四八 | 船員の労働条件等の検査等に関する規則 | 二四八 | 船員派遣元事業者が講ずべき措置に関する指針 | 二四八 | 船員法 | 二四七 | 船員法第一条第二項第一号の港の区域の特例に関する政令 | 二四七 | 船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件 | 二四七 | 船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令 | 二四七 | 船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令 | 二四七 | 船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令 | 二四七 | | | | |

| | | | | | |
|---|-----|---|-----|--------------------------------------|-----|
| める政令第二号の漁船の範囲を定める省令 | 二七六 | 定めた件 | 三三六 | する講習 | 三三七 |
| 船員法第六十条第二項及び第六十二条第一項の労働時間に係る暫定措置に関する政令 | 二七九 | 船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件 | 三三六 | 船員法に基づき登録検査機関に関する政令 | 二四六 |
| 船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準 | 二七九 | 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件 | 三三六 | 船員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(抄) | 二七九 |
| 船員法第八十条第三項の食料表 | 二八〇 | 船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大臣が定める基準 | 三三六 | 船員労働安全衛生規則 | 三三七 |
| 船員法第一百四十一条の規定により市町村が処理する事務に関する政令 | 二八二 | 船員法施行規則第七十七条の十一第一項の国土交通大臣が定める基準 | 三三六 | 船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する衛生上有害な物 | 三三七 |
| 船員法第一百四十一条の市町村長を指定する告示 | 二八三 | 船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二号等の国土交通大臣が定める基準に適合する講習の内容 | 三三六 | 船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物 | 三六一 |
| 船員法第一百七十条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件 | 二九三 | 船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件 | 三三六 | 船員労働統計調査規則 | 三九六 |
| 船員法第一百八条の三の主務大臣の定める速力 | 二九三 | 船員法施行規則第七十八条の二第二項の国土交通大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示 | 四六三 |
| 船員法関係手数料令 | 二九四 | 船員法施行規則第七十八条の二の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 船主相互保険組合法 | 四六三 |
| 船員法施行規則 | 二九四 | 船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示 | 三三六 | 船主相互保険組合法施行令 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定した件 | 三〇〇 | 船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 先進船舶の対象範囲を定める告示 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める告示 | 三〇〇 | 船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習 | 三三六 | 船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件 | 三〇〇 | 船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示 | 三〇一 | 船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第五十三条第一項第三号の規定に基づく国土交通大臣の指定する漁船 | 三〇五 | 船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準 | 三三六 | 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第五十六条第二項の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める漁船 | 三〇五 | 船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習 | 三三六 | 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示 | 四七〇 |
| 船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める基準を | 三〇五 | 船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習 | 三三六 | 船内における食料の支給を行う者に関する省令 | 四七〇 |
| | | 船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習 | 三三六 | 船内における食料の支給を行う者に関する省令 | 四七〇 |

| | | | | | |
|---|-----|---|----|---|------|
| 大臣が告示で定める基準…………… | 三六六 | 船舶安全法施行規則第二項第六号の水域を定める件…………… | 九二 | 第四項の船舶の範囲を定める省令…………… | 七三 |
| 船舶安全法施行規則第二項第七号の船舶を定める告示…………… | 九三 | 船舶安全法施行規則第二項第七号の船舶を定める告示…………… | 九三 | 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則…………… | 九六 |
| 船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令…………… | 七二 | 船舶安全法施行規則第四条の二三号の水域を定める告示…………… | 九三 | 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令…………… | 七 |
| 船舶安全法第三十二条ノ一の船舶の範囲を定める政令…………… | 七二 | 船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示…………… | 九三 | 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令…………… | 三七五 |
| 船舶安全法第三十二条ノ一の船舶の範囲を定める省令…………… | 七二 | 船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示…………… | 九三 | 船舶機関規則…………… | 一四〇 |
| 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令…………… | 七三 | 船舶安全法施行規則第四十七条の七第四号の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項及び第四十七条の二十一第五号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項を定める告示…………… | 九三 | 船舶気象通報規則…………… | 三四五 |
| 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令…………… | 二四二 | 船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示…………… | 九三 | 船舶救命設備規則…………… | 一五六 |
| 船舶安全法施行規則…………… | 七三 | 船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件…………… | 九六 | 船舶気象通報規則…………… | 一五九 |
| 船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示…………… | 九八 | 船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示…………… | 九六 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法…………… | 二六三 |
| 船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件…………… | 九八 | 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示…………… | 九三 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第一条第二項第一号の船舶を指定する件…………… | 二七四〇 |
| 船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示…………… | 九九 | 船舶安全法施行令…………… | 七三 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定める告示…………… | 二七四〇 |
| 船舶安全法施行規則第一条第二項第一号イ(3)の水域を定める件…………… | 九〇 | 船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条…………… | 七三 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二…………… | 二七四〇 |
| 船舶安全法施行規則第一条第二項第三号りの用途を定める告示…………… | 九一 | | | | |

| | | | | | |
|--|-----|--|-----|--|-----|
| 条の七の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示 | 二七四 | 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二條第九項の機能等を定める告示 | 一五五 | 法律施行規則 | 一八五 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三條第一項及び第六十六條の地方運輸局等を指定する告示 | 二七四 | 船舶等型式承認規則第六條第一項ただし書の物件を定める告示 | 九五 | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八五 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八條第一号イの海域を指定する件 | 二七四 | 船舶登記規則 | 六五 | 船舶の消防設備の基準を定める告示 | 一八〇 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三十五條第三号の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶 | 二七五 | 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 | 三三七 | 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令 | 一五三 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四十條の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示 | 二七六 | 船舶における騒音防止の措置を定める告示 | 一四六 | 船舶の操舵の設備の基準を定める告示 | 一五八 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の国土交通大臣が告示で定める国際航海を定める件 | 二八〇 | 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五條第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する船名に用いることができる記号 | 二四七 | 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示 | 一四〇 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示 | 二八〇 | 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 | 六五 | 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 | 三九六 |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令 | 二八〇 | 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示 | 二四 | 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令第二号の国土交通大臣が定める方法 | 三九六 |
| 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令 | 二七三 | 船舶の積裝数等を定める告示 | 一四六 | 船舶のトン数の測度に関する法律 | 七三 |
| 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令 | 二六九 | 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示 | 一七九 | 船舶のトン数の測度に関する法律附則第五條第三項の経過措置を定める政令 | 七四 |
| 船舶設備規程第一百五條の二十八の安全通行設備の基準を定める告示 | 一四五 | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 | 一八三 | 船舶のトン数の測度に関する法律施行令 | 七五 |
| 船舶設備規程第一百五條の三十二第一項のガス等を定める告示 | 一四九 | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二條第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示 | 一八六 | 船舶の排水設備の基準を定める告示 | 一七七 |
| 船舶設備規程第二百八十八條第一項の動力バルブポンプを定める告示 | 一五六 | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則 | 一八六 | 船舶の防火構造の基準を定める告示 | 一七六 |
| | | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八三 | 船舶復原性規則 | 一七六 |
| | | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八三 | 船舶復原性規則第二十六條の仮想状態を定める告示 | 一七五 |
| | | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八三 | 船舶保安認定書等交付規則 | 一七五 |
| | | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八三 | 船舶法 | 一六五 |
| | | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令 | 一八三 | 船舶防火構造規則 | 一六二 |

| | | | | | |
|---------------------------|-----|--------------------------|-----|--------------------------|-----|
| 船舶法施行細則…………… | 五〇 | 登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間 | 二七〇 | める国…………… | 二四三 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法…………… | 五七 | 等の講習の内容の基準等を定める告示…………… | 二七〇 | 特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確 | 二四三 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法施行規則…………… | 五八 | 登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講 | 二七〇 | 定方法等を定める告示…………… | 二四〇 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法施行令…………… | 五五 | 習時間等の講習の内容の基準等を定める告 | 二七〇 | 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律…………… | 二四〇 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第二 | | 示…………… | 二七〇 | 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規 | 二四〇 |
| 項第二号及び第三項第二号の総トン数を定 | | 登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を | 二七〇 | 則…………… | 二三八 |
| める告示…………… | 五七 | 定める告示…………… | 二七〇 | 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令 | 二二六 |
| そ…………… | | 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等 | 二七〇 | 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法…………… | 三〇七 |
| 総合海洋政策本部令…………… | 四四五 | を定める告示…………… | 二七〇 | 特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の | 三〇七 |
| 倉庫業法…………… | 二六三 | 登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の | 二七〇 | 濃度の測定の方法を定める省令…………… | 三七五 |
| 倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示…………… | 二五五 | 講習時間等の講習の内容の基準等を定める | 二七〇 | 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に | 三七六 |
| 倉庫業法施行規則…………… | 二七 | 告示…………… | 二七〇 | 関する省令…………… | 三七六 |
| 倉庫業法施行令…………… | 二六九 | 登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科 | 二七五 | 特別とん税法…………… | 四三五 |
| 造船機械統計調査規則…………… | 三九一 | 目の講習時間等の講習の内容、講習の方法 | 二七五 | 特別とん税法施行令…………… | 四三七 |
| 造船法…………… | 一七三 | 等の基準を定める告示…………… | 二七五 | 独立行政法人通則法(抄)…………… | 四五六 |
| 造船法施行規則…………… | 一七三 | 登録電子通信移行講習の必要履修科目の講習 | 二七五 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機 | 三三 |
| 造船法施行令…………… | 一七六 | 時間等の講習の内容の基準等を定める告示…………… | 二七五 | 構に関する省令…………… | 三三 |
| その他の固体ばら積み物質及び船舶によるそ | | 登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講 | 二六五 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機 | 三五 |
| 他の固体ばら積み物質の積載の方法を定 | | 習に関する省令…………… | 二六五 | 構法(抄)…………… | 三五 |
| める告示…………… | 二四二 | 登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時 | 二六〇 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機 | 三七 |
| た…………… | | 間等の教育の内容の基準等を定める告示…………… | 二六〇 | 構法施行令(抄)…………… | 三七 |
| 登録免許税法…………… | 四〇七 | 登録免許税法(抄)…………… | 四〇七 | とん税法…………… | 四三九 |
| 定める告示…………… | 三六 | 特殊貨物船舶運送規則…………… | 二〇四 | とん税法施行令…………… | 四三 |
| ち…………… | | 特殊貨物船舶運送規則第七條第二項並びに船 | 二〇四 | な…………… | |
| 地方運輸局組織規則(抄)…………… | 四〇三 | 舶設備規程等の一部を改正する省令附則第 | 二四三 | 内航海運業法…………… | 一〇九 |
| 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 | | 六條第三項及び第五項の告示で定める外国…………… | 二四三 | 内航海運業報告規則…………… | 一〇九 |
| (抄)…………… | 二九 | 特殊貨物船舶運送規則第十五條の十の船舶を | 二四三 | 内航海運業法施行規則…………… | 一〇九 |
| 資金の支払の確保等に関する法律…………… | 二四〇 | 定める告示…………… | 二四三 | 内航海運業法施行令…………… | 一〇九 |
| 資金の支払の確保等に関する法律施行令…………… | 二四四 | 特殊貨物船舶運送規則第十七條第二項の告示 | 二四三 | 内航海運組合法…………… | 一〇九 |
| と…………… | | で定める国及び機関…………… | 二四三 | 内航海運組合法施行規則…………… | 一〇九 |
| 登記手数料令(抄)…………… | 六五四 | 特殊貨物船舶運送規則第二十四條の告示で定 | 二四三 | 内航海運組合法施行令…………… | 一〇九 |

内航船舶輸送統計調査規則……………四〇〇

に

二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示……………一三三

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示……………一六一

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令……………一三〇

日英間船舶検査互認方二関スル件……………一七二

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律……………二八三

日本船舶であることの証明書交付規則……………二八三

は

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令……………三七二

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律……………四三三

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令……………二六三

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三條第二項の表の第三号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令……………一六五

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通

省令の適用関係の整理に関する省令……………三六六

派遣先が講ずべき措置に関する指針……………二五〇

ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示……………一三五

ひ

標準運送約款……………一三三

標準内航運送約款……………一六

標準内航利用運送約款……………一三五

標準内航利用運送約款……………一八九

ふ

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(抄)……………三〇一

埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示……………三〇五

埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示……………三〇五

埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示……………三〇五

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律……………三〇二

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令……………三〇七

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律……………三〇六

分離通航方式に関する告示(抄)……………三二五

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律……………四〇一

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法……………三五

満載喫水線規則第二十六條第一項第一号の告示……………一六〇

満載喫水線規則第二十六條第一項第一号の告示……………一六〇

み

水先法……………二八六

水先法施行規則……………二八三

水先法施行規則第九條の三第二項、第十條第二項及び第十四條第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示……………二八六

水先法施行規則第二十二條の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示……………二八六

水先法施行規則……………二八六

未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令……………二四〇

有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令……………三七七

有害液体物質の排出率等を定める省令……………三七五

よ

溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示……………二六六

余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令……………三七五

り

離島航路整備法……………三一

離島航路整備法施行規則……………三三

領海及び接続水域に関する法律……………四三三

領海等における外国船舶の航行に関する法律……………三七八

領海等における外国船舶の航行に関する法律……………三七八

| | |
|--|-----|
| 施行規則 | 三六〇 |
| 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又は その不作為についての審査請求に関する政 令 | 六六 |
| 臨時船舶建造調整法 | 一八六 |
| 臨時船舶建造調整法第二条の規定に基づく船舶 の建造許可の判断の基礎となる事項 | 一八〇 |
| 臨時船舶建造調整法施行規則 | 一八九 |
| 臨時船舶建造調整法施行令 | 一八八 |
| ろ | |
| 労働関係調整法 | 二四九 |
| 労働関係調整法施行令 | 二四四 |
| 労働基準法(抄) | 二四七 |
| 労働組合法 | 二七〇 |
| 労働組合法施行令 | 二六四 |
| ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する 船舶の電気設備の基準を定める告示 | 一五六 |